

Vamos 福島ストリートサッカークラブ規約

第 1 章 名称及び事務局

- (名称)
第 1 条 この会は、Vamos 福島ストリートサッカークラブと称する。
<以下 Vamos 福島 SSC 称する。>
- (事務局)
第 2 条 Vamos 福島 SSC の事務局は、事務所所在地<福島県白河市五番町川原 95-1 酒巻コーポ内 C-5 号>におく。
- (母団体)
第 3 条 Vamos 福島 SSC は、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブ (総合型スポーツクラブ) が管理統括する。所在地は同じ。

第 2 章 組 織

- (組織)
第 4 条 Vamos 福島 SSC は、代表者・指導者・選手・保護者護者が一体となって組織を運営していく地域に根ざしたクラブである。

第 3 章 目的及び活動内容

- (目的)
第 5 条 Vamos 福島 SSC は、サッカーが大好きでもっと上手くなりたい! という意欲に溢れた子供 (小中学生) であれば誰もが自由気ままに参加できる場であり、縦割り関係の中で、地域の少年・少女の健全育成を主たる目的として活動する。と同時に、技術の向上とクラブ員相互 (選手・保護者) の親睦を図ることを目的とする。
- 第 6 条 Vamos 福島 SSC は、第 5 条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 月 2 回程度のトレーニングを行い技術の向上に努める。
(2) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 章 会 計

- (資産)
第 7 条 Vamos 福島 SSC の資産は、次の通りとする。
(1) クラブの入会金・継続費 (2) 月会費
(3) 資産調達活動利益費 (企業寄付など) (4) VAMOS 福島スポーツクラブ運営資金
(5) その他
- (収支決算)
第 8 条 Vamos 福島 SSC の収支決算は、毎月 VAMOS 福島スポーツクラブの会計担当者が決算し代表の監査を受ける。会員各位に収支決算を提示することはない。

第 5 章 運 営

- (運 営)
第 9 条 このクラブの運営は、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブの会長 (クラブ代表) 並びに会長 (クラブ代表) が任命した Vamos 福島 SSC の指導者及び VAMOS 福島スポーツクラブ会計担当が運営する。尚、上記の会長 (クラブ代表) 及び指導者及び会計及び送迎担当者を併せて当クラブのスタッフと呼ぶ。

<スタッフ役職並びに氏名>

【クラブ代表者】 遠藤 淳

【指導者】 山崎 登他

【庶務会計】 竹内道夫

(上記スタッフは、母団体である VAMOS 福島スポーツクラブの会長<遠藤淳> 会計<竹内道夫>を兼務する。)

第 6 章 会 議

- (会議の種類)
第 10 条 Vamos 福島 SSC の会議は、定例のスタッフ会を以て会議とする。
- (臨時保護者会)
第 11 条 クラブ主催の大会開催などに際し、代表から保護者に対して協力要請があった場合、文書又はメール又はクラブホームページにより指定された日時で会を行う。

第 7 章 入会資格

(入会資格)

- 第 12 条 (1) サッカーが大好きでもっと上手くなりたい! という意欲に満ち溢れた小学生 5 年生～中学生なら学年問わず入会できる。国籍・性別問わず。
(2) 第 12 条 (1) の条件を満たし、更に保護者の方が、我がクラブの活動方針に賛同し、クラブの活動に積極的に参加出来るご子息なら入会できる。

(入会手続き)

- 第 13 条 (1) 入会申込書に必要事項を記入し提出する。
その際、保護者の捺印がない場合には受理されない。
(2) 入会金を納入する。
以上の 2 点が完了した段階で、V a m o s 福島 S S C の一員となる。

(退会手続き)

- 第 14 条 V a m o s 福島 S S C を退会する場合には口頭で直接代表又は指導者に申し出て、その旨を受理された段階で、退会とする。その際、以下の物は、如何なる理由があろうとも返却しない。
(1) 入会金 (2) クラブの練習用具他

(強制退会)

- 第 15 条 V a m o s 福島 S S C の名誉を傷つける言動や行動があった場合並びにクラブ内の風紀を乱すような言動や行動があった場合、クラブ代表の権限で強制的にクラブを退会させる処置を講じる。尚、その際、第 14 条の (1) ～ (4) は返却しない。

第 8 章 継続手続き

(継続手続き)

- 第 16 条 我がクラブの主旨に賛同し、次年度も継続してご子息をクラブに所属し活動させたい場合には、以下の手続きを踏むこと。
(1) 継続申込書の作成・提出
(2) 継続費用の納入

- 第 17 条 何らかの理由で途中退会し、再び入会する場合には、継続者扱いはされず、新規入会者と同じ扱いを受ける。

第 9 章 本規約の変更

- 第 18 条 この規約は、スタッフの決議で変更される。

第 10 章 その他

第 11 章 補 助

- 第 19 条 本規約は、2014年4月1日から実施される。(2017年4月一部改正)